

(公 印 省 略)
福 第 185 号
令和6年4月11日

指定居宅介護支援事業所
管理者 様

大牟田市長 関 好孝
(福祉課介護保険担当)

令和6年度介護報酬改定に係る加算届の提出等について(その2:居宅)

標記の件について、追加でお知らせします。

1. 高齢者虐待防止措置実施及び業務継続計画策定に係る届出について
居宅介護支援事業所は届出不要です。
2. 高齢者虐待防止措置未実施減算について
届出は不要ですが、高齢者虐待防止措置を未実施の場合は、令和6年4月サービス提供分(同年5月請求分)から減算の適用が必要です。
3. 業務継続計画未策定減算について
居宅介護支援は経過措置として、令和7年3月31日までの間、業務継続計画未策定減算の適用はありません。ただし、策定は義務となっていますので、速やかに策定してください。
4. ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制について
「情報通信機器等の活用等の体制」が「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」に名称変更されています。また、要件も見直されていますので、旧要件で加算を取得している場合は、新しい要件に即して届出を行なってください。

【問合せ先】
大牟田市福祉課介護保険担当
(介護サービス育成担当)
TEL0944-41-2683
FAX0944-41-2662